

上場会社が他の上場会社等を吸収合併する場合等における上場日の取扱い

(平成11.11.10変更)

(昭和39.2.12実施)

次の各号に掲げる株券（外国株券を除く。以下同じ。）の上場日は、当該各号に定める日とする。ただし、上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。（第1号、第3号又は第6号に定める株券については、有価証券上場規程に関する取扱い要領13(2)の規定は適用しない。）

- (1) 上場会社が他の上場会社又は国内の他の金融商品取引所に株券が上場されている非上場会社（以下「他の上場会社等」という。）を吸収合併することにより発行する株券
吸収合併がその効力を生ずる日
- (2) 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第6条第3項第1号の規定により上場される株券
吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日
- (3) 上場会社が他の上場会社等を完全子会社とする株式交換を行うことにより発行する株券
株式交換がその効力を生ずる日
- (4) 上場会社が株式交換により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の規定により上場される当該他の会社の株券
前号に定める日
- (5) 上場会社が株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において株券上場審査基準第4条第3項第3号又は第6条第3項第3号の規定により上場される当該他の会社の株券
株式移転がその効力を生ずる日
- (6) 上場会社が他の上場会社等を子会社とする株式交付を行うことにより発行する株券
株式交付がその効力を生ずる日
- (7) 上場会社が他の上場会社等から事業を承継する人的分割に伴い発行する株券
吸収分割がその効力を生ずる日
- (8) 上場会社が人的分割である新設分割により会社を設立する場合又は人的分割である吸収分割により他の会社に事業を承継させる場合においてその分割前の上場申請又は株券上場審査基準第4条第3項第5号若しくは第6条第3項第5号の規定により上場される当該設立された会社又は事業を承継した会社の株券
吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日

(平成19.9.30、令和3.3.1変更)

付 則

この改正規定は、平成11年11月10日から施行する。ただし、この改正規定施行の日前に合併期日が到来した合併に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年5月8日から施行する。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

この改正規定は、平成17年6月20日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併及び吸収分割に伴う上場日の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

1 この改正規定は、平成18年12月11日から施行する。

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第105条の規定によりなお従前の例によるとされた合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転に伴う上場日の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。

(変更)

[平成4.7.20、9.10.1、11.11.10、12.3.1、13.4.1、15.4.1、15.5.8、16.12.13、17.6.20、18.5.1、18.12.11、19.9.30、令和3.3.1]